

新型コロナウイルス感染症の影響により 事業収入が減少した中小事業者等の 令和3年度分の固定資産税・都市計画税の軽減について

申告期間

令和3年1月4日（月）から2月1日（月）まで（消印有効）

1 対象者

令和2年2月から同年10月までの任意の連続する3月間の事業収入の合計が前年同期比の30%以上減少した中小事業者等です。

【中小事業者等とは】

以下のいずれかに該当する個人又は法人です。

- ・常時使用する従業員の数1,000人以下の個人
- ・資本金額又は出資金額が1億円以下の法人及び資本又は出資を有しない法人のうち従業員数が1,000人以下の法人（大企業の子会社を除く。）

2 軽減対象

申告者が所有する {
・ 事業用家屋及び償却資産に対する固定資産税
・ 事業用家屋に対する都市計画税

※申告者が法人の場合、代表者等が個人で所有する家屋等については対象になりません。

3 軽減割合

軽減される割合は、事業収入の減少割合によって変わります。

令和2年2月～10月の任意の連続する3月間の事業収入の前年同期比の減少率	軽減率
30%以上50%未満	1/2
50%以上	全額

4 提出書類

軽減を受けるためには、令和3年2月1日（月）までに以下の書類を市役所へ郵送又はご持参ください。

申告期間を過ぎると軽減措置を受けることができなくなります。お早めにご申告ください。

(1) 申告書（原本）

伊東市のホームページから印刷ができます。

本申告書に「認定経営革新等支援機関等確認欄」がありますので、当該機関で確認を受けてください。

(2) 事業収入が減少したことがわかる書類（写）

会計帳簿や青色申告決算書など、収入が減少したことがわかる書類を添付してください。

収入減に不動産賃料の猶予が含まれる場合、猶予の金額や期間等を確認できる書類を添付してください。

(3) 特定対象家屋の居住用・事業用割合がわかる書類（写）（青色申告決算書等）

新しく取得された家屋で決算書にのっていない場合は、建物の見取り図を添付してください。

※償却資産については、令和3年度償却資産申告をもって特例対象資産一覧を提出したことになります。

～申告の流れ～

認定経営革新等支援機関等

中小事業者等

伊東市役所



①



②



③



認定経営革新等支援機関等とは…

税務、財務等の専門的知識を有し、一定の実務経験を持つ支援機関のことで、具体的には、税理士、公認会計士、金融機関、商工会議所などです。

- ① 軽減を受ける中小事業者等の方は、認定経営革新等支援機関等へ申告書類を提出します。
- ② 認定経営革新等支援機関等に以下3点を確認してもらい、申告書裏面の「認定経営革新等支援機関等確認欄」に署名・押印してもらいます。
 - (1) 中小事業者等であること
 - (2) 事業収入が減少していること
 - (3) 特例対象家屋の居住用・事業用割合
- ③ 必要書類を伊東市役所課税課資産税係に提出します。

※詳しくは、中小企業庁のホームページをご確認ください。

<https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/2020/200501zeisei.html>



事業用家屋について

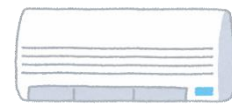
事業用家屋とは、法人税及び所得税において損金又は経費に算入される家屋です。具体的には、店舗、事務所、工場などですが、住居と一体型になっている場合は、事業用で使用している部分のみが対象となります。

事業用家屋として認定されるには、青色申告決算書等の証明書が必要になります。



償却資産について

償却資産とは、土地や家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税及び所得税において、損金又は必要な経費に算入されるものです。



申告をする前にご注意ください！！

軽減対象の家屋は事業用として使用している家屋のみです。住宅用家屋は対象外ですので、ご注意ください。

家屋所在地の土地が、住宅用地の特例措置により税額の軽減がされている場合は、今回事業用家屋として申告したことにより、住宅用地の特例措置が適用されなくなり、土地の税額が上がる場合があります。

◇◆◇◆お問い合わせ◆◇◆◇

伊東市役所課税課資産税係

☎0557-32-1276・1277